



スカパーJSAT

衛星デジタル多チャンネル放送サービス 料金表

第11版
(平成20年10月)

スカパーJSAT株式会社

衛星デジタル多チャンネル放送サービス料金表 目次

通	則-----	1
	1 料金その他の債務の適用.....	1
	2 料金表の変更.....	1
	3 消費税相当額の加算.....	1
	4 料金の計算方法.....	1
	5 月額料金の日割.....	1
	6 端数処理.....	1
	7 利用期間、利用開始日による区分.....	2
	8 料金プランによる区分.....	4
第1表	受託放送料(テレビジョン放送、音声放送、データ放送)-----	5
第1	A種委託契約に係るもの.....	5
1-1	3号衛星及び4号衛星に係るもの.....	5
第2	B種委託契約に係るもの.....	6
1-1	固定型料金プランに係る料金の額.....	6
1-1-1	料金の額.....	6
1-1-2	1年間委託再契約サービス(委託再契約に限ります。)の基本料の額.....	6
1-1-3	1年間サービスの基本料の額.....	7
1-1-4	5年間サービスの基本料の額.....	8
1-2	変動型料金プランに係るもの.....	9
第2表	料金プラン保証金(テレビジョン放送、音声放送、データ放送)-----	11
第3表	更新保証金(テレビジョン放送、音声放送、データ放送)-----	12
第4表	追加保証金(テレビジョン放送、音声放送、データ放送)-----	13
第5表	再契約保証金等(テレビジョン放送、音声放送、データ放送)-----	14
第1	再契約保証金.....	14
第2	再契約継続保証金.....	14
第6表	変動型料金プランに係るB種委託契約者の営業収入の基準額-----	15
第1	第2(B種委託契約者の合併後の存続会社の料金プランの変更)以外の変更.....	15
第2	B種委託契約者の合併後の存続会社の料金プランの変更.....	15
第7表	解除料(テレビジョン放送、音声放送、データ放送)-----	16
第1	(利用開始日の前日までの解除料).....	16
第2	(利用開始日以降に当社が委託契約を解除する場合の解除料).....	16
第3	(利用開始日以降に委託契約者が委託契約を解除する場合の解除料).....	17
附	則-----	18

通 則

1 料金その他の債務の適用

当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの料金その他の債務は、衛星デジタル多チャンネル放送サービス契約約款(以下「契約約款」といいます。)及びこの衛星デジタル多チャンネル放送サービス料金表(以下「料金表」といいます。)の規定を適用します。

2 料金表の変更

当社は、この料金表を変更することがあります。その場合の料金その他の債務は、変更後の料金表によります。

3 消費税相当額の加算

契約約款第58条(受託放送料の支払義務)の規定により支払いを要するものとされている受託放送料の額は、この料金表に定める料金の額の合算に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額とします。

4 料金の計算方法

- (1) 当社は、委託契約者(変動型料金プランのB種委託契約者(以下「変動型B種委託契約者」といいます。))を除きます。)が委託契約(変動型料金プランのB種委託契約(以下「変動型B種委託契約」といいます。))を除きます。)に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。
- (2) 当社は、変動型B種委託契約者が変動型B種委託契約に基づき支払うべき料金のうち、月額基本放送料については暦月に従い、収入連動放送料については変動型B種委託契約で指定した会計年度に従って計算します。

5 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、料金表において月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。))をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 暦月の初日以外の日(以下「日割日」といいます。))に衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日が到来したとき。
 - イ 暦月の初日以外の日(以下「日割日」といいます。))に衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用期間終了日が到来したときまたは委託契約の解除により委託契約が終了したとき。
 - ウ 暦月の初日以外の日(以下「日割日」といいます。))に委託契約事項の変更または料金の変更等により月額料金の額が増加または減少したとき(この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。))。
 - エ 契約約款第59条(支払いを要しない料金)第1項から第3項の規定に該当するとき。
 - オ 暦月の初日に衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日が到来し、その日にその委託契約の解除により委託契約が終了したとき。
- (2) 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2項の規定に準じて日割します。

6 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (2) 消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

7 利用期間、利用開始日による区分

- (1) 衛星デジタル多チャンネル放送サービスは、利用期間の長さ及び利用開始日の時期に応じて適用する受託放送料を次の表のとおりとします。

受託放送料の適用											
ア 利用期間による区分	<p>利用期間に応じて適用する受託放送料を次のとおりとします。 利用期間の変更の請求によって区分に変更が生じる場合は、変更請求日の翌月から変更後の区分を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 1年間委託再契約サービス (委託再契約に限ります。)</td> <td>衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日または、契約約款第33条(委託契約の更新の請求等)の規定に基づき委託再契約を更新したときは、更新前の利用期間終了日の翌日から1年のもの。ただし、再利用開始日から2年までのものに限ります。</td> </tr> <tr> <td>イ 1年間サービス (固定型料金プランを選択したB種委託契約に限ります。)</td> <td> <p>委託再契約以外である場合 契約約款第33条(委託契約の更新の請求等)に規定する利用期間10年経過日の翌日または、利用期間10年経過日の翌日以降、同条の規定に基づき委託契約を更新したときは、更新前の利用期間終了日の翌日から1年以上2年以下のもの。</p> <p>委託再契約である場合 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から起算して12年が経過した日の翌日以降のもの。</p> </td> </tr> <tr> <td>ウ 5年間サービス</td> <td>衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日または、契約約款第33条(委託契約の更新の請求等)の規定に基づき委託契約を更新したときは、更新前の利用期間終了日の翌日から5年のもの。</td> </tr> <tr> <td>エ 10年間サービス (変動型料金プランを選択したB種委託契約に限ります。)</td> <td>変動型料金プラン実施日または、契約約款第33条(委託契約の更新の請求等)の規定に基づき委託契約を更新したときは更新前の利用期間終了日の翌日から10年のもの。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利用 期 間	ア 1年間委託再契約サービス (委託再契約に限ります。)	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日または、契約約款第33条(委託契約の更新の請求等)の規定に基づき委託再契約を更新したときは、更新前の利用期間終了日の翌日から1年のもの。ただし、再利用開始日から2年までのものに限ります。	イ 1年間サービス (固定型料金プランを選択したB種委託契約に限ります。)	<p>委託再契約以外である場合 契約約款第33条(委託契約の更新の請求等)に規定する利用期間10年経過日の翌日または、利用期間10年経過日の翌日以降、同条の規定に基づき委託契約を更新したときは、更新前の利用期間終了日の翌日から1年以上2年以下のもの。</p> <p>委託再契約である場合 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から起算して12年が経過した日の翌日以降のもの。</p>	ウ 5年間サービス	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日または、契約約款第33条(委託契約の更新の請求等)の規定に基づき委託契約を更新したときは、更新前の利用期間終了日の翌日から5年のもの。	エ 10年間サービス (変動型料金プランを選択したB種委託契約に限ります。)	変動型料金プラン実施日または、契約約款第33条(委託契約の更新の請求等)の規定に基づき委託契約を更新したときは更新前の利用期間終了日の翌日から10年のもの。
区 分	利用 期 間										
ア 1年間委託再契約サービス (委託再契約に限ります。)	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日または、契約約款第33条(委託契約の更新の請求等)の規定に基づき委託再契約を更新したときは、更新前の利用期間終了日の翌日から1年のもの。ただし、再利用開始日から2年までのものに限ります。										
イ 1年間サービス (固定型料金プランを選択したB種委託契約に限ります。)	<p>委託再契約以外である場合 契約約款第33条(委託契約の更新の請求等)に規定する利用期間10年経過日の翌日または、利用期間10年経過日の翌日以降、同条の規定に基づき委託契約を更新したときは、更新前の利用期間終了日の翌日から1年以上2年以下のもの。</p> <p>委託再契約である場合 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から起算して12年が経過した日の翌日以降のもの。</p>										
ウ 5年間サービス	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日または、契約約款第33条(委託契約の更新の請求等)の規定に基づき委託契約を更新したときは、更新前の利用期間終了日の翌日から5年のもの。										
エ 10年間サービス (変動型料金プランを選択したB種委託契約に限ります。)	変動型料金プラン実施日または、契約約款第33条(委託契約の更新の請求等)の規定に基づき委託契約を更新したときは更新前の利用期間終了日の翌日から10年のもの。										
イ 3号衛星の利用開始日による区分	<p>3号衛星による固定型料金プランの衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日により、次の区分を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 初日利用開始のもの</td> <td>平成8年6月30日から平成8年9月29日までの期間</td> </tr> <tr> <td>イ 初年度利用開始のもの</td> <td>平成8年9月30日から平成9年9月29日までの期間</td> </tr> <tr> <td>ウ 次年度以降利用開始のもの</td> <td>平成9年9月30日以降</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日	ア 初日利用開始のもの	平成8年6月30日から平成8年9月29日までの期間	イ 初年度利用開始のもの	平成8年9月30日から平成9年9月29日までの期間	ウ 次年度以降利用開始のもの	平成9年9月30日以降		
区 分	3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日										
ア 初日利用開始のもの	平成8年6月30日から平成8年9月29日までの期間										
イ 初年度利用開始のもの	平成8年9月30日から平成9年9月29日までの期間										
ウ 次年度以降利用開始のもの	平成9年9月30日以降										
ウ 4号衛星の利用開始日による区分	<p>4号衛星による固定型料金プランの衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日により、次の区分を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日								
区 分	4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日										

ア 初日利用開始のもの	平成10年4月25日から平成10年7月31日までの期間
イ 初年度利用開始のもの	平成10年8月1日から平成11年7月31日までの期間
ウ 次年度以降利用開始のもの	平成11年8月1日以降

- (2) 当社が契約約款第38条(トランスポンダ障害等に伴う委託契約の変更)の規定に基づき、委託契約に定めた委託契約事項と異なる委託契約事項で衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供するときは、変更実施日を委託契約の利用開始日とみなして、前号の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日による区分の規定を適用します。

8 料金プランによる区分

当社は、B種委託契約に係る受託放送料を適用する料金プランを次表のとおり区分します。

受託放送料の適用							
料金プランによる区分	B種委託契約の受託放送料には、次の料金プランがあります。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 固定型料金プラン</td> <td>B種委託契約の伝送容量係数の値に応じて当該区分ごとに伝送容量係数と料金指数を乗じた値の和に、対応する基本料の額を乗じた額を受託放送料として算出するもの。</td> </tr> <tr> <td>イ 変動型料金プラン</td> <td>料金表第1表(受託放送料)第2(B種委託契約に係るもの)1-2(変動型料金プランに係るもの)イ(月額基本放送料の額)に規定する月額基本放送料に、料金表第1表(受託放送料)第2(B種委託契約に係るもの)1-2(変動型料金プランに係るもの)ウ(収入連動放送料の額)に規定する収入連動放送料を加算した額を受託放送料として算出するもの。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適 用	ア 固定型料金プラン	B種委託契約の伝送容量係数の値に応じて当該区分ごとに伝送容量係数と料金指数を乗じた値の和に、対応する基本料の額を乗じた額を受託放送料として算出するもの。	イ 変動型料金プラン	料金表第1表(受託放送料)第2(B種委託契約に係るもの)1-2(変動型料金プランに係るもの)イ(月額基本放送料の額)に規定する月額基本放送料に、料金表第1表(受託放送料)第2(B種委託契約に係るもの)1-2(変動型料金プランに係るもの)ウ(収入連動放送料の額)に規定する収入連動放送料を加算した額を受託放送料として算出するもの。
	区 分	適 用					
ア 固定型料金プラン	B種委託契約の伝送容量係数の値に応じて当該区分ごとに伝送容量係数と料金指数を乗じた値の和に、対応する基本料の額を乗じた額を受託放送料として算出するもの。						
イ 変動型料金プラン	料金表第1表(受託放送料)第2(B種委託契約に係るもの)1-2(変動型料金プランに係るもの)イ(月額基本放送料の額)に規定する月額基本放送料に、料金表第1表(受託放送料)第2(B種委託契約に係るもの)1-2(変動型料金プランに係るもの)ウ(収入連動放送料の額)に規定する収入連動放送料を加算した額を受託放送料として算出するもの。						

第1表 受託放送料(テレビジョン放送、音声放送、データ放送)

第1 A種委託契約に係るもの

1-1 3号衛星及び4号衛星に係るもの

月額(単位:千円)

利用期間による区分	料金の額 (1契約あたり)
1年間委託再契約サービス (委託再契約に限ります。)	50,700
5年間サービス	48,200

第2 B種委託契約に係るもの

1-1 固定型料金プランに係る料金の額

1-1-1 料金の額

(単位:円)

料金の額 (1契約あたり)
料金の額は、伝送容量係数の値に応じて当該区分ごとに伝送容量係数と料金指数を乗じた値の和に、対応する基本料の額を乗じた額とします。
備考 1 料金の額算出上の伝送容量係数とは委託放送事項のうち、総務大臣に指定された伝送容量または基準伝送容量に42,192,000分の18,366を乗じた数とします。なお、ここでの伝送容量及び基準伝送容量は毎秒ビット単位とします。 2 伝送容量係数は、小数点第1位を四捨五入します。 3 料金指数は、伝送容量係数の値に応じて指定します。

1-1-2 1年間委託再契約サービス(委託再契約に限ります。)の基本料の額

月額(単位:円)

利用期間による区分	基本料の額 (1契約あたり)
1年間委託再契約サービス	3,186

ア 料金指数

区分	料金指数
伝送容量係数全ての部分	1.0

1-1-3 1年間サービスの基本料の額

月額(単位:円)

利用期間による区分	基本料の額 (1契約あたり)
1年間サービス	2,722
備考	
1 料金の額算出上の伝送容量係数とは委託放送事項のうち、総務大臣に指定された伝送容量または基準伝送容量に42,192,000分の18,366を乗じた数とします。なお、ここでの伝送容量及び基準伝送容量は毎秒ビット単位とします。	
2 伝送容量係数は、小数点第1位を四捨五入します。	
3 料金指数は、伝送容量係数の値に応じて指定します。	

ア 料金指数

区分	料金指数
伝送容量係数が5,000までの部分	1.0
伝送容量係数が5,000を超え10,000までの部分	0.95
伝送容量係数が10,000を超え20,000までの部分	0.94
伝送容量係数が20,000を超え30,000までの部分	0.93
伝送容量係数が30,000を超え40,000までの部分	0.92
伝送容量係数が40,000を超え50,000までの部分	0.91
伝送容量係数が50,000を超える部分	0.9

1-1-4 5年間サービスの基本料の額

月額(単位:円)

利用期間による区分	基本料の額 (1契約あたり)	
	利用開始日を起算日として5年が経過するまでの期間	利用開始日を起算日として5年が経過した日以降
5年間サービス	3,024	2,979 2,843(備考1) 2,882(備考2)
備考		
1 初日利用開始のB種委託契約に適用します。		
2 初年度利用開始のB種委託契約に適用します。		
3 料金の額算出上の伝送容量係数とは委託放送事項のうち、総務大臣に指定された伝送容量または基準伝送容量に42,192,000分の18,366を乗じた数とします。なお、ここでの伝送容量及び基準伝送容量は毎秒ビット単位とします。		
4 伝送容量係数は、小数点第1位を四捨五入します。		
5 料金指数は、伝送容量係数の値に応じて指定します。		

ア 料金指数

区分	料金指数
伝送容量係数が5,000までの部分	1.0
伝送容量係数が5,000を超え10,000までの部分	0.95
伝送容量係数が10,000を超え20,000までの部分	0.94
伝送容量係数が20,000を超え30,000までの部分	0.93
伝送容量係数が30,000を超え40,000までの部分	0.92
伝送容量係数が40,000を超え50,000までの部分	0.91
伝送容量係数が50,000を超える部分	0.9

1-2 変動型料金プランに係るもの

ア 料金の額

(単位:円)

料金の額 (1契約あたり)
(月額基本放送料) + (収入連動放送料)

イ 月額基本放送料の額

月額(単位:円)

利用期間による区分		月額基本放送料の額
10年間 サービス	区分1:変動型B種委託契約の伝送容量係数の合計のうち、21,000までの部分	2,650 × 当該区分における伝送容量係数
	区分2:変動型B種委託契約の伝送容量係数の合計のうち、21,000を超え33,600までの部分	300 × 当該区分における伝送容量係数
	区分3:変動型B種委託契約の伝送容量係数の合計のうち、33,600を超え50,400までの部分	200 × 当該区分における伝送容量係数
	区分4:変動型B種委託契約の伝送容量係数の合計のうち、50,400を超える部分	100 × 当該区分における伝送容量係数
備考		
1 月額基本放送料は、各区分毎に算定される月額基本放送料の合計とします。		
2 伝送容量係数の合計とは、変動型B種委託契約者の3号衛星に係る伝送容量係数と4号衛星に係る伝送容量係数の合計とします。		
3 伝送容量係数とは委託放送事項のうち、総務大臣に指定された伝送容量または基準伝送容量に42,192,000分の18,366を乗じた数とします(以下同じとします)。なお、ここでの伝送容量及び基準伝送容量は毎秒ビット単位とします。		
4 伝送容量係数は、小数点第1位を四捨五入します。		

ウ 収入連動放送料の額

(単位:円)

収入連動放送料の額
(変動型B種委託契約の会計年度における変動型B種委託契約者の収入) × (収入連動率) - (会計年度に変動型B種委託契約者が支払った月額基本放送料の合計額)
備考 1 変動型B種委託契約者の収入とは、契約約款第24条(B種委託契約の料金プランの変更の請求等)第4項各号に規定する視聴料収入等の合計とします。 2 収入連動率は、次項(収入連動率)の表のとおりとします。 3 収入連動放送料の算出額が0円未満となるときは、0円として取り扱います。

エ 収入連動率

当社は、変動型B種委託契約の収入連動放送料の算定にあたり適用する収入連動率を次表のとおり区分します。

	収入連動率					
	期間1	期間2	期間3	期間4	期間5	期間6
変動型B種委託契約の伝送容量係数の合計による契約区分	変動型料金プラン実施日から変動型料金プラン実施日が属する会計年度の期末日までの期間	左欄の会計年度の翌会計年度期初日から当該会計年度の期末日までの期間	左欄の会計年度の翌会計年度期初日から当該会計年度の期末日までの期間	左欄の会計年度の翌会計年度期初日から当該会計年度の期末日までの期間	左欄の会計年度の翌会計年度期初日から当該会計年度の期末日までの期間	左欄の会計年度の翌会計年度以降の各会計年度ごと
契約区分1	0.25	0.25	0.25	0.27	0.29	0.31
契約区分2	0.19	0.19	0.19	0.21	0.23	0.25
契約区分3	0.13	0.13	0.13	0.15	0.17	0.19
契約区分4	0.08	0.08	0.08	0.09	0.10	0.11
備考 変動型B種委託契約の伝送容量係数の合計による契約区分(以下同じとします。)は、次のとおりとします。 (1) 契約区分1:伝送容量係数の合計が21,000までの変動型B種委託契約 (2) 契約区分2:伝送容量係数の合計が21,000を超え33,600までの変動型B種委託契約 (3) 契約区分3:伝送容量係数の合計が33,600を超え50,400までの変動型B種委託契約 (4) 契約区分4:伝送容量係数の合計が50,400を超える変動型B種委託契約						

第2表 料金プラン保証金(テレビジョン放送、音声放送、データ放送)

料金プラン	委託契約の区分	保証金の額
固定型料金プラン	A種委託契約	利用期間終了日が属する月の受託放送料3か月分相当額
	B種委託契約	
変動型料金プラン	B種委託契約	変動型料金プラン実施日における伝送容量係数の合計により算出される受託放送料(ただし収入連動放送料部分は除きます。)の6か月分相当額

第3表 更新保証金(テレビジョン放送、音声放送、データ放送)

料金プラン	委託契約の区分	保証金の額
固定型料金プラン	A種委託契約	更新する委託契約の利用期間終了日が属する月の受託放送料3か月分相当額
	B種委託契約	
変動型料金プラン	B種委託契約	更新する変動型B種委託契約の利用期間終了日が属する月の伝送容量係数の合計により算出される受託放送料(ただし収入連動放送料部分は除きます。)の6か月分相当額

第4表 追加保証金(テレビジョン放送、音声放送、データ放送)

区 分	追加保証金の額
固定型料金プランのB種委託契約	放送番組を追加した後における利用期間終了日が属する月の受託放送料3か月分相当額より放送番組を追加する前における利用期間終了日が属する月の受託放送料3か月分相当額を減じた額
変動型料金プランのB種委託契約	放送番組を追加した後における利用期間終了日が属する月の受託放送料(ただし、収入連動放送料部分は除きます。以下この表において同じとします。)の6か月分相当額より放送番組を追加する前における利用期間終了日が属する月の受託放送料の6か月分相当額を減じた額

第5表 再契約保証金等(テレビジョン放送、音声放送、データ放送)

第1 再契約保証金

再契約保証金の額
利用期間終了日が属する月の受託放送料3ヶ月分相当額

第2 再契約継続保証金

再契約継続保証金の額
更新する委託再契約の利用期間終了日が属する月の受託放送料3ヶ月分相当額

第6表 変動型料金プランに係るB種委託契約者の営業収入の基準額

契約約款第32条(変更の請求に対する承諾等)第7項第6号の変動型料金プランに係るB種委託契約者の営業収入の基準額は、次の各表のとおりとします。

第1 第2(B種委託契約者の合併後の存続会社の料金プランの変更)以外の変更

変更区分	基準額
固定型料金プランから変動型料金プラン契約区分2、契約区分3または契約区分4への変更	B種委託契約者の会計監査人作成の監査報告書により料金プラン変更請求日の属する会計年度の前会計年度の営業収入が、契約区分2の最小の伝送容量係数により算出される月額基本放送料の12か月分相当額を同契約区分の期間1の収入連動率で除して算出される額以上であること
備考 固定型料金プランから変動型料金プラン契約区分1への変更は、基準額の設定はありません。	

第2 B種委託契約者の合併後の存続会社の料金プランの変更

法人の吸収合併による委託契約の地位の承継の場合であって、最初の委託契約の利用開始日から3年が経過した存続会社であるB種委託契約者が、合併日を起算日として1年が経過するまでの期間に料金プランの変更を請求する場合に限り、基準額は、下表のとおりとします。

変更区分	基準額
固定型料金プランから変動型料金プラン契約区分2への変更	B種委託契約者の会計監査人作成の監査報告書により料金プラン変更請求日の属する会計年度の前会計年度の営業収入が、契約区分2の最小の伝送容量係数により算出される月額基本放送料の12か月分相当額を同契約区分の期間1の収入連動率で除して算出される額以上であること
固定型料金プランから変動型料金プラン契約区分3への変更	B種委託契約者の会計監査人作成の監査報告書により料金プラン変更請求日の属する会計年度の前会計年度の営業収入が、契約区分3の最小の伝送容量係数により算出される月額基本放送料の12か月分相当額を同契約区分の期間1の収入連動率で除して算出される額以上であること
固定型料金プランから変動型料金プラン契約区分4への変更	B種委託契約者の会計監査人作成の監査報告書により料金プラン変更請求日の属する会計年度の前会計年度の営業収入が、契約区分4の最小の伝送容量係数により算出される月額基本放送料の12か月分相当額を同契約区分の期間1の収入連動率で除して算出される額以上であること
備考 固定型料金プランから変動型料金プラン契約区分1への変更は、基準額の設定はありません。	

第7表 解除料(テレビジョン放送、音声放送、データ放送)

第1 (利用開始日の前日までの解除料)

解除料の額	
<p>委託契約の解除の日(以下「委託契約解除日」といいます。)から委託放送業務の廃止の日までの期間について衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額に委託放送業務の廃止の日を起算日として1ヶ月が経過する日までの期間について衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる料金相当額を合算した額。ただし、委託契約解除日から委託放送業務の廃止までの期間が2ヶ月を超えるときは、委託契約解除日を起算日として3ヶ月間衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額とします。</p>	
<p>備考 解除料の算定の基準となる料金は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始予定日における料金表に規定された料金の月額とします。</p>	

第2 (利用開始日以降に当社が委託契約を解除する場合の解除料)

区 分	解除料の額	
A種委託契約または 固定型料金プランの B種委託契約	委託契約解除日が利用期間終了日の3か月以上前の日のとき	委託契約解除日から委託放送業務の廃止の日までの期間について衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額に委託放送業務の廃止の日を起算日として1ヶ月が経過する日までの期間について衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる料金相当額を合算した額。ただし、委託契約解除日から委託放送業務の廃止の日までの期間が2ヶ月を超えるときは、委託契約解除日を起算日として3ヶ月間衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額とします。
	委託契約解除日が利用期間終了日の3か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき	委託契約解除日から利用期間終了日まで継続して衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる料金相当額とします。
変動型料金プランの B種委託契約	<p>次の第 号と第 号の合計額とします。</p> <p>委託契約解除日が属する会計年度の期初日から委託契約解除日までの期間の収入連動放送料相当額</p> <p>委託契約解除日から委託放送業務の廃止の日までの期間について衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき月額基本放送料相当額に委託放送業務の廃止の日を起算日として3ヶ月が経過する日までの期間について衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる月額基本放送料相当額を合算した額。ただし、委託契約解除日から委託放送業務の廃止までの期間が3ヶ月を超えるときは、委託契約解除日を起算日として6ヶ月間衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき月額基本放送料相当額とします。</p>	

委託契約解除日が利用期間終了日の6か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき	委託契約解除日から利用期間終了日まで継続して衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる月額基本放送料相当額と委託契約解除日が属する会計年度の収入連動放送料相当額の合計とします。
--	---

第3 (利用開始日以降に委託契約者が委託契約を解除する場合の解除料)

区 分		解除料の額
A種委託契約または 固定型料金プランのB種委託契約		委託契約解除日または委託契約の種別を変更した実施日(以下「委託契約の解除等の日」といいます。)を起算日として1ヶ月が経過する日までの期間について衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる料金相当額。
変動型料金プランの B種委託契約	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の6か月以上前の日のとき	次の第 号と第 号の合計額とします。 委託契約の解除等の日が属する会計年度の期初日から委託契約の解除等の日までの期間の収入連動放送料相当額 委託契約の解除等の日から委託放送業務の廃止の日までの期間について衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき月額基本放送料相当額に委託放送業務の廃止の日を起算日として3ヶ月が経過する日までの期間について衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる月額基本放送料相当額を合算した額。ただし、委託契約の解除等の日から委託放送業務の廃止までの期間が3ヶ月を超えるときは、委託契約の解除等の日を起算日として6ヶ月間衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき月額基本放送料相当額とします。
	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の6か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき	委託契約の解除等の日から利用期間終了日まで継続して衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる月額基本放送料相当額と委託契約の解除等の日が属する会計年度の収入連動放送料相当額の合計とします。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成8年6月20日より実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成10年4月25日より実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成11年5月24日より実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定料金表は、平成12年8月1日より実施します。

(委託契約に関する利用期間、利用開始日による区分に係る経過措置)

第2条 契約約款附則第2条(委託契約に関する経過措置)の規定に基づき、この改定料金表実施前に当社と締結した衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託契約の利用期間、利用開始日による区分は、委託契約の利用期間の間に限って、通則第7項の規定に拘わらず、次の各項のとおりとします。ただし、契約約款附則第2条(委託契約に関する経過措置)第2項の規定により利用期間を短縮したときはこの限りではありません。

1 3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスは、利用期間の長さ及び利用開始日の時期に応じて適用する受託放送料を次の表のとおりとします。

受 託 放 送 料 の 適 用									
(1)利用期間による区分	利用期間に応じて適用する受託放送料を次のとおりとします。 利用期間の変更の請求によって区分に変更が生じる場合は、変更請求日の翌月から変更後の区分を適用します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利 用 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 1年間サービス</td> <td>利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から1年のもの</td> </tr> <tr> <td>イ 5年間サービス</td> <td>利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から5年のもの</td> </tr> <tr> <td>ウ 10年間サービス</td> <td>利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から10年のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利 用 期 間	ア 1年間サービス	利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から1年のもの	イ 5年間サービス	利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から5年のもの	ウ 10年間サービス	利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から10年のもの
	区 分	利 用 期 間							
	ア 1年間サービス	利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から1年のもの							
イ 5年間サービス	利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から5年のもの								
ウ 10年間サービス	利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から10年のもの								
(2)3号衛星の10年間サービスの利用開始日による区分	3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日により、受託放送料を次のとおりとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日が属する期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 初日利用開始のもの</td> <td>平成8年6月30日から平成8年9月29日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日が属する期間	ア 初日利用開始のもの	平成8年6月30日から平成8年9月29日まで				
区 分	3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日が属する期間								
ア 初日利用開始のもの	平成8年6月30日から平成8年9月29日まで								

	の期間
イ 初年度利用開始のもの	平成8年9月30日から平成9年9月29日までの期間
ウ 次年度以降利用開始のもの	平成9年9月30日以降

2 4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスは、利用期間の長さ及び利用開始日の時期に応じて適用する受託放送料を次の表のとおりとします。

受託放送料の適用									
(1)利用期間による区分	<p>利用期間に応じて適用する受託放送料を次のとおりとします。 利用期間の変更の請求によって区分に変更が生じる場合は、変更請求日の翌月から変更後の区分を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 1年間サービス</td> <td>利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から1年のもの</td> </tr> <tr> <td>イ 5年間サービス</td> <td>利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から5年のもの</td> </tr> <tr> <td>ウ 10年間サービス</td> <td>利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から10年のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利用 期 間	ア 1年間サービス	利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から1年のもの	イ 5年間サービス	利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から5年のもの	ウ 10年間サービス	利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から10年のもの
区 分	利用 期 間								
ア 1年間サービス	利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から1年のもの								
イ 5年間サービス	利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から5年のもの								
ウ 10年間サービス	利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から10年のもの								
(2)4号衛星の10年間サービスの利用開始日による区分	<p>4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日により、受託放送料を次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 初日利用開始のもの</td> <td>平成10年4月25日から平成10年7月31日までの期間</td> </tr> <tr> <td>イ 初年度利用開始のもの</td> <td>平成10年8月1日から平成11年7月31日までの期間</td> </tr> <tr> <td>ウ 次年度以降利用開始のもの</td> <td>平成11年8月1日以降</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日	ア 初日利用開始のもの	平成10年4月25日から平成10年7月31日までの期間	イ 初年度利用開始のもの	平成10年8月1日から平成11年7月31日までの期間	ウ 次年度以降利用開始のもの	平成11年8月1日以降
区 分	4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日								
ア 初日利用開始のもの	平成10年4月25日から平成10年7月31日までの期間								
イ 初年度利用開始のもの	平成10年8月1日から平成11年7月31日までの期間								
ウ 次年度以降利用開始のもの	平成11年8月1日以降								

3 当社が契約約款第38条(トランスポンダ障害等に伴う委託契約の変更)の規定に基づき、委託契約に定めた委託契約事項と異なる委託契約事項で衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供するときは、変更実施日を委託契約の利用開始日とみなして、前2項の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日による区分の規定を適用します。

(委託契約の料金に係る経過措置)

第3条 契約約款付則第2条(委託契約に関する経過措置)の規定に基づき、この改定料金表実施前に当社と締結した衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託契約の料金は、委託契約の利用期間に限って、料金表第1表の規定に拘わらず、次の表のとおりとします。ただし、契約約款付則第2条(委託契約に関する経過措置)第2項の規定により利用期間を短縮したときはこの限りではありません。

1 3号衛星に係るもの

(1) A種委託契約に係るもの

ア 1年間サービスに係るもの

月額(単位:千円)

利用期間による区分	料金の額 (1契約あたり)		
	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
1年間サービス	42,800	46,700	50,700

イ 5年間サービスに係るもの

月額(単位:千円)

利用期間による区分	料金の額 (1契約あたり)		
	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
5年間サービス	40,700	44,400	48,200

ウ 10年間サービスに係るもの

初日利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)				
平成8年6月30日から平成9年9月29日までの期間	平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
17,600	25,000	32,300	39,200	45,400

初年度利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)				
平成8年9月30日か	平成9年9月30日か	平成10年9月30日	平成11年9月30日	平成12年9月30日

ら平成9年9月29日 までの期間	ら平成10年9月29 日までの期間	から平成11年9月2 9日までの期間	から平成12年9月2 9日までの期間	以降
20,900	28,200	35,200	41,300	46,000

次年度以降利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)			
平成9年9月30日から平成 10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平 成11年9月29日までの期 間	平成11年9月30日から平 成12年9月29日までの期 間	平成12年9月30日以 降
30,400	37,700	43,500	47,600

(2) B種委託契約に係るもの

ア B種委託契約の料金の額

(単位:円)

料金の額 (1契約あたり)
(基本料) × (伝送容量係数)
備考 1 料金の額算出上の伝送容量係数とは委託放送事項のうち、総務大臣に指定された伝送容量に42,192,000分の18,366を乗じた数とします。なお、ここでの伝送容量は每秒ビット単位とします。 2 伝送容量係数は、小数点第1位を四捨五入します。

イ B種委託契約の基本料の額

1年間サービスに係るもの

月額(単位:円)

利用期間による区分	基本料の額 (1契約あたり)		
	平成10年9月30日から平成1 1年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成 12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以 降
1年間サービス	2,749	2,968	3,186

5年間サービスに係るもの

月額(単位:円)

利用期間による区分	基本料の額 (1契約あたり)		
	平成10年9月30日から平成 11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平 成12年9月29日までの期 間	平成12年9月30日以 降

5年間サービス	2,610	2,817	3,024
---------	-------	-------	-------

10年間サービスに係るもの

a 初日利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)				
平成8年6月30日から平成9年9月29日までの期間	平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
1,100	1,560	2,020	2,450	2,843

b 初年度利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)				
平成8年9月30日から平成9年9月29日までの期間	平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
1,300	1,760	2,190	2,580	2,882

c 次年度以降利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)			
平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
1,900	2,360	2,720	2,979

2 4号衛星に係るもの

(1) A種委託契約に係るもの

ア 1年間サービスに係るもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)			
平成10年4月25日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
40,000	42,800	46,700	50,700

イ 5年間サービスに係るもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)			
平成10年4月25日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
38,100	40,700	44,400	48,200

ウ 10年間サービスに係るもの

初日利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)				
平成10年4月25日から平成11年7月31日までの期間	平成11年8月1日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
17,600	25,000	32,300	39,200	45,400

初年度利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)				
平成10年8月1日から平成11年7月31日までの期間	平成11年8月1日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
20,900	28,200	35,200	41,300	46,000

次年度以降利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)			
平成11年8月1日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
30,400	37,700	43,500	47,600

(2) B種委託契約に係るもの

ア B種委託契約の料金の額

(単位:円)

料金の額 (1契約あたり)
(基本料) × (伝送容量係数)
備考 1 料金の額算出上の伝送容量係数とは委託放送事項のうち、総務大臣に指定された伝送容量に42,192,000分の18,234を乗じた数とします。なお、ここでの伝送容量は每秒ビット単位とします。 2 伝送容量係数は、小数点第1位を四捨五入します。

イ B種委託契約の基本料の額

1年間サービスに係るもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)			
平成10年4月25日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
2,559	2,776	2,992	3,209

5年間サービスに係るもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)			
平成10年4月25日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
2,430	2,636	2,841	3,047

10年間サービスに係るもの

a 初日利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)				
平成10年4月25日 から平成11年7月31 日までの期間	平成11年8月1日か ら平成12年7月31 日までの期間	平成12年8月1日か ら平成13年7月31 日までの期間	平成13年8月1日か ら平成14年7月31 日までの期間	平成14年8月1日 以降
1,108	1,571	2,034	2,468	2,854

b 初年度利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)				
平成10年8月1日か ら平成11年7月31 日までの期間	平成11年8月1日か ら平成12年7月31 日までの期間	平成12年8月1日か ら平成13年7月31 日までの期間	平成13年8月1日か ら平成14年7月31 日までの期間	平成14年8月1日 以降
1,309	1,772	2,205	2,598	2,890

c 次年度以降利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)			
平成11年8月1日から平成 12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平 成13年7月31日までの期 間	平成13年8月1日から平 成14年7月31日までの期 間	平成14年8月1日以降
1,914	2,376	2,738	2,990

(委託契約の解除料に係る経過措置)

第4条 契約約款附則第2条(委託契約に関する経過措置)の規定に基づき、この改定料金表実施の前に当社と締結した衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託契約の解除料は、委託契約の利用期間の間に限って、料金表第7表(解除料)の規定に拘わらず、次の表のとおりとします。ただし、契約約款附則第2条(委託契約に関する経過措置)第2項の規定により利用期間を短縮したときはこの限りではありません。

1(利用開始日の前日までの解除料)

区 分	解除料の額
1 契約約款第51条(委託契約者が行う委託契約の解除)第4項の規定に基づき委託契約者が委託契約を解除するときの委託契約解除日(以下「委託契約解除日」といいます。)または契約約款第22条(委託契約の種別の変更の請求等)の規定に基づき委託契約の種別を変更するときの変更実施日(以下「委託契約種別変更実施日」といいます。)が、利用開始予定日の6か月以上前の日のとき。	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの3か月分料金相当額
2 委託契約解除日または委託契約種別変更実施日が、利用開始予定日の6か月前の日の翌日から衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日の前日までの日のとき。	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの6か月分料金相当額
備考 解除料の算定の基準となる料金は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始予定日における料金表に規定された料金の月額とします。	

2(利用開始日以降の解除料)

	区 分	解除料の額
A種委託契約または B種委託契約	委託契約解除日、契約約款第52条(当社が行う委託契約の解除)第1項第(1)号もしくは第3項の規定に基づき当社が委託契約を解除するときの委託契約の解除の日、または委託契約種別変更実施日(以下「委託契約の解除等の日」といいます。)が利用期間終了日の3か月以上前の日のとき	次の第 号と第 号の合計額とします。 委託契約の解除等の日から委託放送業務認定廃止日までの期間衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額に委託放送業務認定廃止日を起算日として1ヶ月が経過する日までの期間衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる料金相当額を合算した額。ただし、委託契約の解除等の日から委託放送業務認定廃止までの期間が2ヶ月を超えるときは、委託契約の解除等の日を起算日として3ヶ月間衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額とします。 委託契約の解除等の日以降、利用期間終了日まで衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金の10%相当額から第 号の額を減ずることにより算出される額
	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の3か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき	委託契約の解除等の日から利用期間終了日まで継続して委託契約に係る衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる料金相当額とします。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成12年10月13日より実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定料金表は、平成13年6月20日より実施します。

(委託契約に関する利用期間、利用開始日による区分に係る経過措置)

第2条 平成13年6月20日実施の改定契約約款(以下「現契約約款」といいます。)附則第2条(委託契約に関する経過措置)の規定に基づく利用期間の短縮を請求しない委託契約の利用期間、利用開始日による区分は、委託契約の利用期間の間に限って、通則第7項の規定に拘わらず、平成12年8月1日実施の改定料金表附則第2条の規定のとおりとします。ただし、現契約約款附則第2条(委託契約に関する経過措置)第2項の規定により利用期間を短縮したときはこの限りではありません。

(委託契約に関する料金に係る経過措置)

第3条 現契約約款附則第2条(委託契約に関する経過措置)の規定に基づく利用期間の短縮を請求しない委託契約の料金は、委託契約の利用期間に限って、料金表第1表の規定に拘わらず、平成12年8月1日実施の改定料金表附則第3条の規定のとおりとします。ただし、現契約約款附則第2条(委託契約に関する経過措置)第2項の規定により利用期間を短縮したときはこの限りではありません。

(委託契約の解除料に係る経過措置)

第4条 現契約約款附則第2条(委託契約に関する経過措置)の規定に基づく利用期間の短縮を請求しない委託契約の解除料は、その委託契約の利用期間の間に限って、料金表第7表(解除料)の規定に拘わらず、次の表のとおりとします。ただし、現契約約款附則第2条(委託契約に関する経過措置)第2項の規定により利用期間を短縮したときはこの限りではありません。

1(利用開始日の前日までの解除料)

区 分	解除料の額
1 現契約約款第51条(委託契約者が行う委託契約の解除)第4項の規定に基づき委託契約者が委託契約を解除するときの委託契約解除日(以下「委託契約解除日」といいます。)または現契約約款第22条(委託契約の種別の変更の請求等)の規定に基づき委託契約の種別を変更するときの変更実施日(以下「委託契約種別変更実施日」といいます。)が、利用開始予定日の6か月以上前の日のとき。	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの3か月分料金相当額
2 委託契約解除日または委託契約種別変更実施日が、利用開始予定日の6か月前の日の翌日から衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日の前日までの日のとき。	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの6か月分料金相当額
備考 解除料の算定の基準となる料金は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始予定日における料金表に規定された料金の月額とします。	

2(利用開始日以降の解除料)

解除料の額
委託契約の解除等の日の翌日以降、利用期間終了日までの期間、継続して委託契約に係る衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金の10%相当額

附 則

(実施期日)

第1条 この改定料金表は、平成15年5月20日より実施します。

(委託契約に関する利用期間、利用開始日による区分に係る経過措置)

第2条 平成13年6月20日実施の改定契約約款(以下「経過措置約款 - 1」といいます。)附則第2条(委託契約に関する経過措置)の規定に基づく利用期間の短縮の請求をしない委託契約及び平成15年5月20日実施の改定契約約款(以下「経過措置約款 - 2」といいます。)附則第2条(利用期間の延長に関する経過措置)の規定により利用期間を延長した委託契約の利用期間、利用開始日による区分は、委託契約の利用期間の間に限って、通則第7項の規定に拘わらず、次の各項のとおりとします。ただし、経過措置約款 - 1附則第2条(委託契約に関する経過措置)第2項の規定により利用期間を短縮したときはこの限りではありません。

1 3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスは、利用期間の長さ及び利用開始日の時期に応じて適用する受託放送料を次の表のとおりとします。

受託放送料の適用									
(1)利用期間による区分	利用期間に応じて適用する受託放送料を次のとおりとします。 利用期間の変更の請求によって区分に変更が生じる場合は、変更請求日の翌月から変更後の区分を適用します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利 用 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 1年間サービス</td> <td>利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から1年のもの</td> </tr> <tr> <td>イ 5年間サービス</td> <td>利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から5年のもの</td> </tr> <tr> <td>ウ 10年間サービス</td> <td>利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から10年のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利 用 期 間	ア 1年間サービス	利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から1年のもの	イ 5年間サービス	利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から5年のもの	ウ 10年間サービス	利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から10年のもの
	区 分	利 用 期 間							
	ア 1年間サービス	利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から1年のもの							
イ 5年間サービス	利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から5年のもの								
ウ 10年間サービス	利用期間が、3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から10年のもの								
(2)3号衛星の10年間サービスの利用開始日による区分	3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日により、受託放送料を次のとおりとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日が属する期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 初日利用開始のもの</td> <td>平成8年6月30日から平成8年9月29日までの期間</td> </tr> <tr> <td>イ 初年度利用開始のもの</td> <td>平成8年9月30日から平成9年9月29日までの期間</td> </tr> <tr> <td>ウ 次年度以降利用開始のもの</td> <td>平成9年9月30日以降</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日が属する期間	ア 初日利用開始のもの	平成8年6月30日から平成8年9月29日までの期間	イ 初年度利用開始のもの	平成8年9月30日から平成9年9月29日までの期間	ウ 次年度以降利用開始のもの	平成9年9月30日以降
区 分	3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日が属する期間								
ア 初日利用開始のもの	平成8年6月30日から平成8年9月29日までの期間								
イ 初年度利用開始のもの	平成8年9月30日から平成9年9月29日までの期間								
ウ 次年度以降利用開始のもの	平成9年9月30日以降								

2 4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスは、利用期間の長さ及び利用開始日の時期に応じて適用する受託放送料を次の表のとおりとします。

受託放送料の適用									
(1)利用期間による区分	利用期間に応じて適用する受託放送料を次のとおりとします。 利用期間の変更の請求によって区分に変更が生じる場合は、変更請求日の翌月から変更後の区分を適用します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利 用 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 1年間サービス</td> <td>利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から1年のもの</td> </tr> <tr> <td>イ 5年間サービス</td> <td>利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から5年のもの</td> </tr> <tr> <td>ウ 10年間サービス</td> <td>利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から10年のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利 用 期 間	ア 1年間サービス	利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から1年のもの	イ 5年間サービス	利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から5年のもの	ウ 10年間サービス	利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から10年のもの
	区 分	利 用 期 間							
	ア 1年間サービス	利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から1年のもの							
イ 5年間サービス	利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から5年のもの								
ウ 10年間サービス	利用期間が、4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から10年のもの								
(2)4号衛星の10年間サービスの利用開始日による区分	4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日により、受託放送料を次のとおりとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 初日利用開始のもの</td> <td>平成10年4月25日から平成10年7月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日	ア 初日利用開始のもの	平成10年4月25日から平成10年7月31日まで				
区 分	4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日								
ア 初日利用開始のもの	平成10年4月25日から平成10年7月31日まで								

	の期間
イ 初年度利用開始のもの	平成10年8月1日から平成11年7月31日までの期間
ウ 次年度以降利用開始のもの	平成11年8月1日以降

3 当社が契約約款第38条(トランスポンダ障害等に伴う委託契約の変更)の規定に基づき、委託契約に定めた委託契約事項と異なる委託契約事項で衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供するときは、変更実施日を委託契約の利用開始日とみなして、前2項の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日による区分の規定を適用します。

(委託契約の料金に係る経過措置)

第3条 経過措置約款 - 1附則第2条(委託契約に関する経過措置)の規定に基づく利用期間の短縮を請求しない委託契約及び経過措置約款 - 2附則第2条(利用期間の延長に関する経過措置)の規定により利用期間を延長した委託契約の料金は、委託契約の利用期間に限って、料金表第1表の規定に拘わらず、次の表のとおりとします。ただし、経過措置約款 - 1附則第2条(委託契約に関する経過措置)第2項の規定により利用期間を短縮したときはこの限りではありません。

1 3号衛星に係るもの

(1) A種委託契約に係るもの

ア 1年間サービスに係るもの

月額(単位:千円)

利用期間による区分	料金の額 (1契約あたり)		
	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
1年間サービス	42,800	46,700	50,700

イ 5年間サービスに係るもの

月額(単位:千円)

利用期間による区分	料金の額 (1契約あたり)		
	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
5年間サービス	40,700	44,400	48,200

ウ 10年間サービスに係るもの

初日利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)				
平成8年6月30日から平成9年9月29日までの期間	平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
17,600	25,000	32,300	39,200	45,400

初年度利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)				
平成8年9月30日から平成9年9月29日までの期間	平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
20,900	28,200	35,200	41,300	46,000

次年度以降利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)			
平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
30,400	37,700	43,500	47,600

(2) B種委託契約に係るもの

ア B種委託契約の料金の額

(単位:円)

料金の額 (1契約あたり)
(基本料) × (伝送容量係数)
備考 1 料金の額算出上の伝送容量係数とは委託放送事項のうち、総務大臣に指定された伝送容量に42,192,000分の18,366を乗じた数とします。なお、ここでの伝送容量は每秒ビット単位とします。 2 伝送容量係数は、小数点第1位を四捨五入します。

イ B種委託契約の基本料の額

1年間サービスに係るもの

月額(単位:円)

利用期間による区分	基本料の額 (1契約あたり)		
	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
1年間サービス	2,749	2,968	3,186

5年間サービスに係るもの

月額(単位:円)

利用期間による区分	基本料の額 (1契約あたり)		
	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
5年間サービス	2,610	2,817	3,024

10年間サービスに係るもの

a 初日利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)				
平成8年6月30日から平成9年9月29日までの期間	平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
1,100	1,560	2,020	2,450	2,843

b 初年度利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)				
平成8年9月30日から平成9年9月29日までの期間	平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
1,300	1,760	2,190	2,580	2,882

c 次年度以降利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)			
平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
1,900	2,360	2,720	2,979

2 4号衛星に係るもの

(1) A種委託契約に係るもの

ア 1年間サービスに係るもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)			
平成10年4月25日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
40,000	42,800	46,700	50,700

イ 5年間サービスに係るもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)			
平成10年4月25日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
38,100	40,700	44,400	48,200

ウ 10年間サービスに係るもの

初日利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)				
平成10年4月25日から平成11年7月31日までの期間	平成11年8月1日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
17,600	25,000	32,300	39,200	45,400

初年度利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)				
平成10年8月1日から平成11年7月31日までの期間	平成11年8月1日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
20,900	28,200	35,200	41,300	46,000

次年度以降利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)			
平成11年8月1日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
30,400	37,700	43,500	47,600

(2) B種委託契約に係るもの

ア B種委託契約の料金の額

(単位:円)

料金の額 (1契約あたり)
(基本料) × (伝送容量係数)
備考 1 料金の額算出上の伝送容量係数とは委託放送事項のうち、総務大臣に指定された伝送容量に42,192,000分の18,234を乗じた数とします。なお、ここでの伝送容量は每秒ビット単位とします。 2 伝送容量係数は、小数点第1位を四捨五入します。

イ B種委託契約の基本料の額

1年間サービスに係るもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)			
平成10年4月25日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
2,559	2,776	2,992	3,209

5年間サービスに係るもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)			
平成10年4月25日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
2,430	2,636	2,841	3,047

10年間サービスに係るもの

a 初日利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)				
平成10年4月25日 から平成11年7月31 日までの期間	平成11年8月1日か ら平成12年7月31 日までの期間	平成12年8月1日か ら平成13年7月31 日までの期間	平成13年8月1日か ら平成14年7月31 日までの期間	平成14年8月1日 以降
1,108	1,571	2,034	2,468	2,854

b 初年度利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)				
平成10年8月1日か ら平成11年7月31 日までの期間	平成11年8月1日か ら平成12年7月31 日までの期間	平成12年8月1日か ら平成13年7月31 日までの期間	平成13年8月1日か ら平成14年7月31 日までの期間	平成14年8月1日 以降
1,309	1,772	2,205	2,598	2,890

c 次年度以降利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)			
平成11年8月1日から平成 12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平 成13年7月31日までの期 間	平成13年8月1日から平 成14年7月31日までの期 間	平成14年8月1日以降
1,914	2,376	2,738	2,990

附則

(実施期日)

第1条 この改定料金表は、平成17年7月13日より実施します。

(委託契約に関する利用期間、利用開始日による区分及び料金に係る経過措置)

第2条 この改定規定の実施前の契約約款の規定に基づき当社と委託契約を締結している委託契約の利用期間、利用開始日による区分等は、当該委託契約の利用期間終了日までの期間に限って、従前のとおりとします。

2 前項の規定に拘らず、当該委託契約の利用期間終了日までの期間に限って、次の各号のすべてに該当する場合、料金を算出する際の伝送容量係数の値については、デジタル符号化装置等の変更に伴い変更された伝送容量係数の値に18,366分の18,234を乗じた値とします。

(1) 4号衛星を利用していること。

(2) 当社との伝送容量係数の変更手続きは行うものの、放送法の規定に基づく委託放送事項の伝送容量に係る指定事項の変更を伴わないこと。

3 当該委託契約の利用期間終了日までの期間であっても平成17年7月14日以降に委託契約事項の変更を行った場合は、前項の規定の限りではありません。

附則

(実施期日)

第1条 この改定料金表は、平成18年9月26日より実施します。

(委託契約に関する利用期間、利用開始日による区分及び料金に係る経過措置)

第2条 この改定規定の実施前の契約約款の規定に基づき当社と委託契約を締結している委託契約の利用期間、利用開始日による区分等は、当該委託契約の利用期間終了日までの期間に限って、従前のとおりとすることができます。また、次の各号のすべてに該当する場合、当該委託契約の利用期間終了日までの期間に限り、料金を算出する際の伝送容量係数の値については、デジタル符号化装置等の変更に伴い変更された伝送容量係数の値に18,366分の18,234を乗じた値とします。

(1) 4号衛星を利用していること。

(2) 当社との伝送容量係数の変更手続きは行うものの、放送法の規定に基づく委託放送事項の伝送容量に係る指定事項の変更を伴わないこと。

2 前項の規定に拘らず、固定型料金プランを選択した委託契約者(委託再契約者を除きます。)は、当該委託契約の利用期間終了日までの期間に限って、料金表第1表 受託放送料(テレビジョン放送、音声放送、データ放送)第2 B種委託契約に係るもの 1-1 固定型料金プランに係る料金の額 1-1-4 5年間サービスの基本料の額を適用することができます。

3 当該委託契約の利用期間終了日までの期間であっても平成17年7月14日以降に委託契約事項の変更を行った場合は、第1項の規定の限りではありません。

附則

(実施期日)

第1条 この改定料金表は、平成20年3月31日より実施します。

(委託契約に関する利用期間、利用開始日による区分に係る経過措置)

第2条 契約約款附則第2条(B種委託契約に関する経過措置)の規定に基づく利用期間の短縮の請求をしない委託契約及び利用期間を延長した委託契約については、当該委託契約の利用期間、利用開始日による区分は、当該委託契約の利用期間の間に限って、通則第8項の規定に拘わらず、次の各項のとおりとします。ただし、同附則第2条(委託契約に関する経過措置)第2項の規定により利用期間を短縮したときはこの限りではありません。

2 3号衛星及び4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスは、利用期間の長さ及び利用開始日の時期に応じて適用する受託放送料を次の表のとおりとします。

受託放送料の適用									
(1)利用期間による区分	利用期間に応じて適用する受託放送料を次のとおりとします。 利用期間の変更の請求によって区分に変更が生じる場合は、変更請求日の翌月から変更後の区分を適用します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利 用 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 1年間サービス</td> <td>3号衛星又は4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から1年のもの</td> </tr> <tr> <td>イ 5年間サービス</td> <td>3号衛星又は4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から5年のもの</td> </tr> <tr> <td>ウ 10年間サービス</td> <td>3号衛星又は4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から10年のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利 用 期 間	ア 1年間サービス	3号衛星又は4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から1年のもの	イ 5年間サービス	3号衛星又は4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から5年のもの	ウ 10年間サービス	3号衛星又は4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から10年のもの
	区 分	利 用 期 間							
	ア 1年間サービス	3号衛星又は4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から1年のもの							
イ 5年間サービス	3号衛星又は4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から5年のもの								
ウ 10年間サービス	3号衛星又は4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から10年のもの								
(2)3号衛星の10年間サービスの利用開始日による区分	3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日により、受託放送料を次のとおりとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日が属する期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 初日利用開始のもの</td> <td>平成8年6月30日から平成8年9月29日までの期間</td> </tr> <tr> <td>イ 初年度利用開始のもの</td> <td>平成8年9月30日から平成9年9月29日までの期間</td> </tr> <tr> <td>ウ 次年度以降利用開始のもの</td> <td>平成9年9月30日以降</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日が属する期間	ア 初日利用開始のもの	平成8年6月30日から平成8年9月29日までの期間	イ 初年度利用開始のもの	平成8年9月30日から平成9年9月29日までの期間	ウ 次年度以降利用開始のもの	平成9年9月30日以降
区 分	3号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日が属する期間								
ア 初日利用開始のもの	平成8年6月30日から平成8年9月29日までの期間								
イ 初年度利用開始のもの	平成8年9月30日から平成9年9月29日までの期間								
ウ 次年度以降利用開始のもの	平成9年9月30日以降								
(3)4号衛星の10年間サービスの利用開始日による区分	4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日により、受託放送料を次のとおりとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 初日利用開始のもの</td> <td>平成10年4月25日から平成10年7月31日までの期間</td> </tr> <tr> <td>イ 初年度利用開始のもの</td> <td>平成10年8月1日から平成11年7月31日までの期間</td> </tr> <tr> <td>ウ 次年度以降利用開始のもの</td> <td>平成11年8月1日以降</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日	ア 初日利用開始のもの	平成10年4月25日から平成10年7月31日までの期間	イ 初年度利用開始のもの	平成10年8月1日から平成11年7月31日までの期間	ウ 次年度以降利用開始のもの	平成11年8月1日以降
	区 分	4号衛星の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日							
	ア 初日利用開始のもの	平成10年4月25日から平成10年7月31日までの期間							
イ 初年度利用開始のもの	平成10年8月1日から平成11年7月31日までの期間								
ウ 次年度以降利用開始のもの	平成11年8月1日以降								

3 当社が契約約款第38条(トランスポンダ障害等に伴う委託契約の変更)の規定に基づき、委託契約に定めた委託契約事項と異なる委託契約事項で衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供するときは、変更実施日を委託契約の利用開始日とみなして、前項の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日による区分の規定を適用します。

(委託契約の料金に係る経過措置)

第3条 契約約款附則第2条(委託契約に関する経過措置)の規定に基づく利用期間の短縮を請求しない委託契約及び利用期間を延長した委託契約については、当該委託契約の料金は、当該委託契約の利用期間に限って、料金表第1表の規定に拘わらず、次表のとおりとします。ただし、同附則第2条(委託契約に関する経過措置)第2項の規定により利用期間を短縮したときはこの限りではありません。

1 3号衛星に係るもの

(1) A種委託契約に係るもの

ア 1年間サービスに係るもの

月額(単位:千円)

利用期間による区分	料金の額 (1契約あたり)		
	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
1年間サービス	42,800	46,700	50,700

イ 5年間サービスに係るもの

月額(単位:千円)

利用期間による区分	料金の額 (1契約あたり)		
	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
5年間サービス	40,700	44,400	48,200

ウ 10年間サービスに係るもの

初日利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)				
平成8年6月30日から平成9年9月29日までの期間	平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
17,600	25,000	32,300	39,200	45,400

初年度利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)				
平成8年9月30日から平成9年9月29日までの期間	平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
20,900	28,200	35,200	41,300	46,000

次年度以降利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)			
平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
30,400	37,700	43,500	47,600

(2) B種委託契約に係るもの

ア B種委託契約の料金の額

(単位:円)

料金の額 (1契約あたり)
(基本料) × (伝送容量係数)
備考 1 料金の額算出上の伝送容量係数とは委託放送事項のうち、総務大臣に指定された伝送容量に42,192,000分の18,366を乗じた数とします。なお、ここでの伝送容量は每秒ビット単位とします。 2 伝送容量係数は、小数点第1位を四捨五入します。

イ B種委託契約の基本料の額

1年間サービスに係るもの

月額(単位:円)

利用期間による区分	基本料の額 (1契約あたり)		
	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
1年間サービス	2,749	2,968	3,186

5年間サービスに係るもの

月額(単位:円)

利用期間による区分	基本料の額 (1契約あたり)		
	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
5年間サービス	2,610	2,817	3,024

10年間サービスに係るもの

a 初日利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)				
平成8年6月30日から平成9年9月29日までの期間	平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
1,100	1,560	2,020	2,450	2,843

b 初年度利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)				
平成8年9月30日から平成9年9月29日までの期間	平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
1,300	1,760	2,190	2,580	2,882

c 次年度以降利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)			
平成9年9月30日から平成10年9月29日までの期間	平成10年9月30日から平成11年9月29日までの期間	平成11年9月30日から平成12年9月29日までの期間	平成12年9月30日以降
1,900	2,360	2,720	2,979

2 4号衛星に係るもの

(1) A種委託契約に係るもの

ア 1年間サービスに係るもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)			
平成10年4月25日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
40,000	42,800	46,700	50,700

イ 5年間サービスに係るもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)			
平成10年4月25日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
38,100	40,700	44,400	48,200

ウ 10年間サービスに係るもの

初日利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)				
平成10年4月25日から平成11年7月31日までの期間	平成11年8月1日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
17,600	25,000	32,300	39,200	45,400

初年度利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)				
平成10年8月1日から平成11年7月31日までの期間	平成11年8月1日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
20,900	28,200	35,200	41,300	46,000

次年度以降利用開始のもの

月額(単位:千円)

料金の額 (1契約あたり)			
平成11年8月1日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
30,400	37,700	43,500	47,600

(2) B種委託契約に係るもの

ア B種委託契約の料金の額

(単位:円)

料金の額 (1契約あたり)
(基本料) × (伝送容量係数)
備考 1 料金の額算出上の伝送容量係数とは委託放送事項のうち、総務大臣に指定された伝送容量に42,192,000分の18,366を乗じた数とします。なお、ここでの伝送容量は每秒ビット単位とします。 2 伝送容量係数は、小数点第1位を四捨五入します。

イ B種委託契約の基本料の額

1年間サービスに係るもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)			
平成10年4月25日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
2,559	2,776	2,992	3,209

5年間サービスに係るもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)			
平成10年4月25日から平成12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平成13年7月31日までの期間	平成13年8月1日から平成14年7月31日までの期間	平成14年8月1日以降
2,430	2,636	2,841	3,047

10年間サービスに係るもの

a 初日利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)				
平成10年4月25日 から平成11年7月31 日までの期間	平成11年8月1日か ら平成12年7月31 日までの期間	平成12年8月1日か ら平成13年7月31 日までの期間	平成13年8月1日か ら平成14年7月31 日までの期間	平成14年8月1日 以降
1,108	1,571	2,034	2,468	2,854

b 初年度利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)				
平成10年8月1日か ら平成11年7月31 日までの期間	平成11年8月1日か ら平成12年7月31 日までの期間	平成12年8月1日か ら平成13年7月31 日までの期間	平成13年8月1日か ら平成14年7月31 日までの期間	平成14年8月1日 以降
1,309	1,772	2,205	2,598	2,890

c 次年度以降利用開始のもの

月額(単位:円)

基本料の額 (1契約あたり)			
平成11年8月1日から平成 12年7月31日までの期間	平成12年8月1日から平 成13年7月31日までの期 間	平成13年8月1日から平 成14年7月31日までの期 間	平成14年8月1日以降
1,914	2,376	2,738	2,990

2 B種委託契約者は、前項の場合において、次の各号のすべてに該当するときは、当該委託契約の利用期間終了日までの期間に限り、料金を算出する際の伝送容量係数の値については、平成17年7月に実施したデジタル符号化装置等の変更に伴い変更された伝送容量係数の値に18,366分の18,234を乗じた値を料金算出上の伝送容量係数とすることができます。ただし、当該委託契約の利用期間終了日までの期間であっても平成17年7月14日以降に委託契約事項の変更を行った場合は、この限りではありません。

- (1) 4号衛星を利用していること。
- (2) 当社との伝送容量係数の変更手続きは行うものの、放送法の規定に基づく委託放送事項の伝送容量に係る指定事項の変更を伴わないこと。

- 3 前2項の規定に拘らず、固定型料金プランを選択したB種委託契約者(委託再契約者を除きます。)は、当該委託契約の利用期間終了日までの期間に限り、料金表第1表(受託放送料(テレビジョン放送、音声放送、データ放送))第2(B種委託契約に係るもの)の規定を適用することができます。その場合の基本料の額は、同表1-1(固定型料金プランに係る料金の額)1-1-4(5年間サービスの基本料の額)を適用します。

(委託契約の解除料に係る経過措置)

第4条 契約約款附則第2条(B種委託契約に関する経過措置)の規定に基づく利用期間の短縮を請求しない委託契約の解除料は、その委託契約の利用期間の間に限って、料金表第7表(解除料)の規定に拘わらず、次のとおりとします。ただし、同契約約款附則第2条(委託契約に関する経過措置)第2項の規定により利用期間を短縮したときはこの限りではありません。

1(利用開始日の前日までの解除料)

区 分	解除料の額
1 契約約款第51条(委託契約者が行う委託契約の解除)第4項の規定に基づき委託契約者が委託契約を解除するときの委託契約解除日または契約約款第22条(委託契約の種別の変更の請求等)の規定に基づき委託契約の種別を変更するときの変更実施日(以下「委託契約種別変更実施日」といいます。)が、利用開始予定日の6か月以上前の日のとき。	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの3か月分料金相当額
2 委託契約解除日または委託契約種別変更実施日が、利用開始予定日の6か月前の日の翌日から衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日の前日までの日のとき。	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの6か月分料金相当額
備考 解除料の算定の基準となる料金は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始予定日における料金表に規定された料金の月額とします。	

2(利用開始日以降の解除料)

解除料の額
委託契約の解除等の日の翌日以降、利用期間終了日までの期間、継続して委託契約に係る衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金の10%相当額

(特例委託契約者の取り扱い)

第5条 当社は、約款附則(平成20年3月31日付)第10条(特例委託契約者の約款の適用)の規定に基づく特例委託契約者については、この料金表を適用する場合に、料金表通則第7項第(1)号表中(ア 利用期間による区分)(イ 1年間サービス)に該当するものとして取り扱うものとします。

附則

(実施期日)

この改定料金表は、平成20年6月10日より実施します。

資料名 衛星デジタル多チャンネル放送サービス料金表 第11版

平成 8年	6月 20日	第1版
平成 10年	4月 25日	第2版
平成 11年	5月 24日	第3版
平成 12年	8月 1日	第4版
平成12年	10月 13日	第5版
平成13年	6月 20日	第6版
平成15年	5月 20日	第7版
平成17年	7月 13日	第8版
平成18年	9月 26日	第9版
平成20年	3月 31日	第10版
平成20年	6月 10日	第11版

スカパーJSAT株式会社
東京都港区赤坂1-14-14

TEL : 03-5571-7770

(不許複製、禁転載)